

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 33 期豊島区青少年問題協議会第 1 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 7 年 9 月 5 日（金）15 時 00 分～16 時 30 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 803 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）子ども・若者の意見聴取・反映の考え方（資料 1） （2）意見聴取の対象となる子ども・若者について（資料 2） （3）子ども・若者の意見を聴く仕組みの現状 ① 子どもレター（資料 3－1） ② としま子ども会議（資料 3－2） ③ 利用者会議（資料 3－3） （4）「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」 令和 6 年度事業実施状況 について（資料 4） 3 その他 4 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子（オンライン）、中野航綺、関根由紀子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会 議 資 料	・資料 1 子ども・若者の意見聴取・反映の考え方 ・資料 2 意見聴取の対象となる子ども・若者 ・資料 3-1 子ども・若者の意見を聴く仕組みの現状①子どもレター ・資料 3-2 子ども・若者の意見を聴く仕組みの現状②としま子ども会議 ・資料 3-3 子ども・若者の意見を聴く仕組みの現状③利用者会議 ・資料 4 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業実施状況調査結果 ・参考資料 1 こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～（令和 6 年 3 月こども家庭庁） ・参考資料 2 多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究概要版～声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴き、政策に反映するために～（令和 6 年 3 月こども家庭庁） ・参考資料 3 多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究～声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴き、政策に反映するために～（令和 6 年 3 月こども家庭庁） ・参考資料 4 こども・若者意見聴取当事者ヒアリング参加者の声（一覧）（令和 6 年 3 月こども家庭庁）
---------	--

審 議 経 過

1 開会

（事務局より、各資料について説明）

2 議事

（1） 子ども・若者の意見聴取・反映の考え方（資料 1）

事務局： （事務局より資料 1 について説明）

委員長： 今年度スタートした子ども・若者総合計画を推進していくために、従来は PDCA サイクルをしっかりと回していくということが評価検証のベースにありましたが、今回からは子どもたちの声をしっかりと聴き、それを反映させていくことによって計画の中身、支援の中身を充実させていくことを目的に、豊島区子ども・若者アクションステップという新しい仕組みをどのように導入していくか議論をしていきたいと思います。

2006 年制定の豊島区子どもの権利に関する条例を改めて読むと、子どもの参加、参画ということがしっかりと明記されており、この条例やさらには国のこども基本法に基づいてどのように仕組みを作り上げていくのかが問われてくるかと思っています。

資料内 4 つ目の「豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方」ではこれまでの経緯も含めて区の考え方が示されています。アクションステップや意見尊重の考え方を推進するにあたっては、条例やこども基本法などに明記されているものを根拠としてそれをいかに具体化していくのかということになりますが、今後の議論では、子どもの意見を聴くということがどうして大事なのか、子どもにとって、あるいは政策や事業を担当する人、支援者、保護者にとって、どうしてそれが大事なのかを示す具体的な事例や有効性を集めて整理をしていけるといいかなと思いました。法律などに根拠があることは最も重要ですが、バックラッシュといった反発のような問題ですとか、懐疑的な人が出てきたりすることもあるかもしれませんので、そういった面からの根拠も示していけるといいかなと思いました。

それでは次に進めたいと思います。

（２）意見聴取の対象となる子ども・若者について（資料２）

事務局： （事務局より、資料２について説明）

委員長： 子ども・若者の意見聴取の反映の考え方に続き、この新たな仕組みの対象となる子ども・若者とは誰なのかをということが明確化されています。

委員： 若者は、事業によっては 39 歳までとのご説明がありましたが、若者の中にはお父さんとお母さんになっている方もいて、そういう年齢の両親と赤ちゃんといった、世帯全員が若者であるといえるところにいる方と、お一人で 18 歳や 20 歳、25 歳だという方ではおそらく全く違う意見を持っていると思うので、別枠があるというのかなとも思いました。誰もが、若者の中のどこかの枠には入ると思うので、わざわざ作る必要はないのかもしれませんが、声を聴かれにくいポイントは、家族を持つ若者となるとまた違った意見が出てくると思うので、そこを考慮していただければと思いました。

事務局： 子ども・若者の当事者像というところ、どうしても小さい年齢層がターゲットになることがありますが、困難を抱える若者となると、若年妊産婦の方も支援の対象に入ってきます。まさに今お話があったような、養育者となった若者をどのように位置づけてきちんと声を聴いていけるか、提起していきたいと思います。

委員長： 子育てをしている方だと、むしろ子育て当事者の立場になってくるのかもしれませんが、年齢は 39 歳に近かったとしても、子ども期の問題を引き継ぎながら生きている方もいるかもしれないですね。例えば、世田谷区のユースカウンスルでは、25 歳までを若者として位置づけています。仕組みの中でどのように若者を位置付けるのかについては、少し議論が必要かと思いました。私は、この枠組はこれでよいと思いますが、複合的に声を聴かれにくい子どもがいるように思います。例えば、外国にルーツを持ち、かつ経済的に困難な家庭に身を置いている乳幼児といった、複数の枠組に該当していて声を聴かれにくい子がいるように思います。ですので、複合的な課題を抱えている子ども・若者といった位置づけが一つあってもよいかなと思います。

委員： 今後の検討にあたって、まず、意見を聴取する対象として子ども・若者を設定していますが、先ほどご紹介いただいたこども基本法第 11 条では、子どもとその養育者、その他の関係者が政策の対象となることが示されています。子ども・若者の他にも養育者や

関係者の意見をどのように聴取していくのかを考える必要があると感じています。また、子ども・若者総合計画では、それぞれの事業ごとに対象となる子どもや若者が異なります。各事業の別に聴いていくのか、事業と対象をどのように絡めて考えていくのか、我々の中でも共通認識を持つことが整理につながるのではないかと思います。

委員長： このアクションステップという仕組みがあって、子どもや若者、子育て家庭の意見をしっかりと受け止めて、各事業を進めていってほしいということは全事業に言えるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

事務局： こども基本法の中に子どもや若者といった当事者だけでなく養育者や関係者もという文言を見たときに、それぞれに対してきちんとやっていくのか、最初はまず当事者に重点を置き、その後養育者や関係者へ広げていくのかという議論を事務局でもいたしました。やはり、当事者である子ども・若者を取り残さず、置かれた環境によらず意見を聴くための仕組みの構築が最も大事であろうということで、優先順位という形で最初に子ども・若者の声を聴く仕組みを作り、その構築の後に養育者さらには関係者に広げていくようなイメージで考えておりました。その一方で、意見を聴取する側の者がいわゆる関係者側の者になるということもあるのです。子どもと接する関係者というのが意見を聴取する側の者でもあり、そこからさらに意見が出てくることもあろうかと思えます。この議論を進める中で、意見聴取の仕組みを作ってガイドラインなりマニュアルなりといった形で広めていく際に、子どもに関わる職員や、民間支援団体の視点もきちんと入れていく必要があるかと思えますので、この部分もぜひ議論いただきたいところです。

複合的な課題を抱える子ども・若者についてですが、逆に、困難の種類や度合いによっては、特定の事業でないと接点を持たないというケースがあると思います。例えば医療的ケア児のお子さんとは接点を持てる事業は限られているのではないかと思います。各事業の内容と子どもの声が聴かれにくいポイントとを照合していくと、広く厚く声を聴ける事業と、ここを逃したら対象の子たちが意見を出せなくなってしまうという事業との両方が出てくるかと思えます。その状況に応じた声の聴き方をここで議論して、それをその事業の所管課にお願いしていくという形になろうかと思えます。複数の枠組に該当する子どもや接点の限られる子どもが対象になっている事業を整理することにより、核となる事業の整理ができるとよいかなと思っています。

委員長： そうですね。ガイドライン的なものにまとめていけるといいですね。それを今年度中にまとめるのか、今年度は考え方を示したうえでもう少し丁寧に来年度にまとめていくのかは別として、この仕組みなり意見を聴くことの大切さをきちんと盛り込み、各事業の所管課等に対してこの考え方を浸透させていくことが目指されていくという形になるかと思えます。事業も対象者もあまりにも多いので、どのように進めていくかがとても難しいところでもあると思うのですが、いかがでしょうか。

委員： 事務局の意見に賛同します。障がいのある子ども、外国にルーツを持つ子ども、乳幼児期の子どもに関してもできる限り当事者の意見を聴けるような手法とか方法を検討した上で、当事者の意見を聴くことが難しい場合には、その子どもを支援する方から話を聴く必要性が出てくると思います。まずは意見を聴ける子ども、そして意見を聴くことが難しい子ども、そこからどう周辺領域に広げていくのが重要になってくると思いま

す。

また、そういうことをどのように進めていくかについてのガイドラインというかマニュアルを作成することも賛成です。そして、青少年問題協議会全体で考えていく必要があるなと思ったのは、この子ども・若者総合計画のそれぞれの事業を評価検証していくにあたって、毎年全ての事業について所管課から自己点検評価を書いてもらっていますが、そこに子どもの権利委員会が、昨年度から子どもの権利の視点に基づいた6項目での評価検証をしています。そのことも併せて、昨年度までの検証と、それを尊重し反映することができているのかを評価し、つなげていく仕組みを問題を提起しつつ作っていくことができれば、2年間をかけながら、非常にいいものができていくのではないかと思います。

委員長： 今あった発言を記録に残しておいていただいて、積み上げながら形にしていければいいのかと思います。

事務局： まさに今年度の子どもの権利委員会では、前計画で検証をいただいていた6項目を踏まえて、新しい計画ではどのような検証項目にするのかということを検討していただいております。アクションステップの内側の取り組みである子ども会議、外側の取り組みである利用者会議と居場所の現地調査を行ってもらうことで、各事業から意見聴取・反映の仕組みが見える項目となっているのかを検討していただいております。今後の方向性として検証項目を権利委員会から提言という形でお出しいただき、それを改めて青少協の場でアクションステップの中にどのように入れていくのかご検討いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。その中で、子どもの権利委員会とこの専門委員会とで協働できる機会があればと思いますので、そちらについてもご相談させていただければと思います。

(3) 子ども・若者の意見を聴く仕組みの現状

- ① 子どもレター（資料3-1）
- ② としま子ども会議（資料3-2）
- ③ 利用者会議（資料3-3）

事務局： （事務局より、資料3について説明）

委員長： 先行する3つの取り組みについてご説明いただきました。こういった仕組みをさらにブラッシュアップしたり、活用して特定課題をもつ子どもたちへの応用方法を模索したりしていく議論に役立てていければとのことでしたが、いかがでしょうか。

委員： 私の質問に入る前に、今ご説明をいただいたことへの受け止めとして、子どもや若者の声をどのような場で、手法で受け止められるのかということと、それからその声に対して非常に真摯に課長をはじめ、現場の方や職員の方が受け止められて、丁寧に意見を反映させるプロセスを作っているということ、それと関わっている方の想いを子どもや若者と共有できると非常にいいのではないかと、区取組に感銘を受けると共に強く感じていました。

このプロセスは社会的信頼にもつながるものなのではないかと思います。声を上げても聴いてもらえないとか、冷めている、諦めているといったアクションステップの逆の方

向にいくことがあっても、社会的信頼が高まってくると、気持ちのスパイラルが良い方向に改善していくのかなと思いますし、その社会的信頼につながる取組を積み上げていく価値を非常に感じました。また、これらの取組みやプロセスが社会的な信頼を醸成していくことも、子ども・若者政策の根底に関わる重要な要素であると考えます。

また、今期の子ども・若者総合計画の実現へ向けてなのか、もう少し中長期的なことかはわかりませんが、例えば、このような講座を受けてみたいとか、これが叶ったらいいなというような、出来上がった場の各事項に対する子どもの声の反映は結構現在地でできていると思いますが、図書館の指定管理者の選定等行政施策の方針決定の場に子ども・若者が委員として参画していけるとよいと思います。これは、こども家庭庁も掲げているところだと思いますが、形式的な参加になってしまうと、あまり意味がなく社会的信頼と実質的な意見反映が積み重ねられた先に自然にあるものだと思いますので、そういった視点からの1年後、5年後に実現可能な目指す社会像や政策図を考えながら描くことができるとよいのではないかと思います。

委員長： 意見尊重と反映は、社会的信頼を作り出すという大きな目的に繋がるという視点からの意見反映という大切な視点であったかと思います。そして、子どもに関わる施設での意思決定等に子ども達が自然に関われるような状況を作り出していくということも大事な視点だと思います。

考えてみると、参加と意見尊重は当事者や関係者全体に関連した政策であると感じます。豊島区の3つの新たな仕組みや先ほどの委員からの御意見であった意思決定への参加を合わせて考えると、決定への参加とは、政策・計画レベル、これは、作るところも評価するところもあると思いますが、あとは、先ほどお話のあった利用者会議があてはまるのかもしれませんが事業レベル、そして、いろいろな活動やプログラムを展開していくプログラムレベル、援助レベル、これは当然課題解決に至りませんね。そして保護者や地域での日常レベル、どのレベルでも、全体において子どもの意見を尊重することが非常に大切であり、そうでないと、社会的な信頼には繋がっていかないのだと思います。

事務局： 今回、まずは、どんな環境に置かれている子どもでも声を聴くことから取り残さないように整理しました。今度は、声を聴く対象としてのレベルでも整理が必要だと思います。特に今の子ども・若者総合計画のひとつひとつの事業を紐解くと、各レベルのものが事業として混在していると感じました。援助の要素が高い事業に対して、政策・計画レベルの事業の聴き方をしても全く意味がないのと同様に、聴く対象に合った聴き方が必要だと思いました。そして、例えば援助レベルを目的とした事業だとしても、その対象者の意見を聴いたときに、これはもっと政策レベルでの課題だとすれば、職員が、例えば、それを子どもレターの仕組みを活用して、課題を所管する部署へつなぎ、援助のレベルに留めずに検討するフェーズとしていく仕組みを作ることも区としては必要ではないかと考えています。そうしますと、入り口としての声が届きづらい子ども・若者へも声を聴く仕組みを作ること、事業においてどのレベルのようなものを扱っていて、どのような内容を中心に聴いているのかということの整理をすること、最後は、その事業に関わる職員、関係者が、子どもたちから声を聴いたときに的確にそれに合った反映の仕組みに乗せることの出口への仕組みが必要だということを皆さんの御意見を聴く中で

整理ができたと感じています。特に、社会的信頼が一番の目的であり、意見聴取の仕組みにおいて信頼がなければそもそも子どもたちは話してくれないという入口の部分と密接に関わっているかと思いました。援助レベルの事業の中で声の聴かれにくい子どもの声を聴くには、子どもが信頼を置いている支援者が適している理由は社会的信頼が構築されているからであるということ、我々が理解して進めていくことが必要であり、学校だから学校の先生が聴けばいいでしょう、ではなくて、学校にいる子どもたちがどんな大人になら信頼して声を出せるかという視点も踏まえながら事業を進めていく必要があるというご示唆もいただきましたのでその視点も含めて整理したいと思います。

委員長： 今のお話を聞いて、社会モデルに基づく子どもオンブズマンは援助レベルと社会に働きかけていくということを両方しているのかと思いました。

委員： 豊島区は予算がきちんとあると感じました。それが、子どもや若者が意見を言う機会があり、それを大人が受け止め、適切に反映されている一つの要因として必要だと考えています。

先ほど、PIFのお話があったかと思いますが、民間に委託している事業であれば公共事業より意見を伝えづらくなりがちであるところもあるが、意見を言うことで改善に繋げることができるのだから誰が運営をしようという意見を言うべきという考え方は非常に感銘を受けました。

いただきましたご説明を受けて、三つの取組いずれにおいてもアクションステップの5番目の検証と反映をするという段階に、子どもがどのように関わっているのかは見えづらいのではないかと感じましたがいかがでしょうか。例えば子ども会議の昨年度の参加者に、昨年の子どもの会議を受けてこのような施策ができ、こういう結果になりました、といった、フィードバックのようなことはされているのでしょうか。報告会という形で反映についてはフィードバックしていますが、それを実際に運用し、その結果もフィードバックできるとよいのではないかと思います。事業によっては5年やそれ以上の長い年数をかけるものもあると思うので、それを一緒に見守っていくパートナーシップがあっても良いと思うのです。自分が小学校1年生の時に出した意見が6年生になった時、中学生の時に出した意見が大人になった時、子育てをする時にどうなったか、どう変わったのかを辿れるようにしておく、それが地域に対する愛着や信頼に繋がり次の行動へつながると思うので、単年度、複数年度で、フィードバックまでの時間設定をするのもよいかと思いました。

委員長： この点については、難しいところですが、今後の長い期間を見据えて考えていくことが本当に大事だと思います。

委員： 国の少子化対策などを見聞きしていると、短期間での成果という見せ方のものもあり、それがすべての成果なのかと感ずることもあります。政策とか社会は一朝一夕で変えられるものではないけれども、だからこそ一緒に頑張りませんかというメッセージを子どもの時から伝えていくといいし、そういうことを戦略的に仕掛けていくこともまちづくりになるのかなと思いました。

委員長： ありがとうございます。そのあたりのことも、ガイドラインを作成していくときに、しっかりと盛り込んでいけるとよいと思います。

委員： 子どもレターの取組は区長も SNS で発信されるなどしており、広報にも積極的に取り組

まれていると感じています。一方で、仕組みがあるということに安心してしまうので、定期的にリマインドをできるといいなと思っています。子ども会議についても、最初は、親がしっかりしていて、こういうのがあるから参加しなさいと子どもに言えるようなご家庭の子が基本的に来てるように思いました。そうではない子が参加できるような仕組みを作るにはどうしたらいいかという話も必要だと思います。

委員： 評価検証という視点でも考えていくと、課題に上がってきたことや子どもから聴いたことをどう反映させるかという概念は、保育や教育の質の保障をどうしていくかということと近いものと思っています。この新しいアクションプランを回し、5つ目のところで見えてきたことを反映させるだけではなく、本当に課題が改善できたかどうかをチェックしていく。そのチェックをしていく仕組みが、子どもの権利委員会で議論されている子どもの権利の視点からの評価検証だと思います。新しい計画では目指すべき姿が6つあり、その1つ目の、子どもの権利が保障され、子どもが自分らしく成長できるまちという部分は、旧計画では子どもの権利の視点からの評価検証の対象になっていたけれど、それ以外のところはまだ評価検証の対象にはなっていなかったと思うのです。今回説明を受けた代表的な事業は、非常に前向きに取り組まれていると評価できるものであるが、一方で、計画に掲載される200を超える事業の数事業において、取組が機能し始めているところであると評価することもできると思う。この目指すべき姿の1の中の重点事業でうまく機能している手法を他の事業でもどのように活かしていくことができるのかということと、それと、先ほど委員長がお話されていた各事業のレベルでがある中で、どのように意見を反映し、質に落とし込んでいくかということまで枠組みを提示できると、アクションステップが回っていくのではないかと思います。

子どもの対象を決め、事業へ広げて意見聴取をして子どもだけでなく支援のレベルまでみて、最終的には子どもの権利の視点から評価検証し、それを質に落とし込んでいくという枠組みを構築することができると、そこから未来に広がっていけるのではないかなと思いました。

委員長： 従来のPDCAはサービスや事業の進行管理でしたが、質の改善にどうつないでいくのか、それに基づいて社会的信頼だとか、長い未来にわたって自分たちが関与したことがどのように社会づくりに繋がっていくのかという新しい視点が出てきました。

(4)「子ども・若者総合計画（令和2～6年度）」 令和6年度事業実施状況 について（資料4）

委員長： 豊島区の会議体の作りとしては、子ども・若者総合計画の評価検証を担うのが青少年問題協議会であり、条例には子どもの権利委員会が担うということが明記されていますので、この評価検証をどういった形でやっていくのかといったことを今回と次回ぐらいで方向性を示した上で実施していくといったことを求められるわけですが、現段階で何かご意見とかご質問いかがでしょうか？

従来ですとこの各所管課から出てきた自己評価に対して、専門委員会では柱ごとにコメントを書いて、ここはすごくいいけれども、ここはもう少しこう改善したらどうでしょうかなど、文書化して評価報告書を作成してきました。

そのやり方を残していくのか、残しつつ、現行の評価の視点は定まっていますので、評価指標を次年度以降も少し変えていくのかとか、どうしていくべきか、いかがでしょうか？

委員：非常に精密なデータを吸い上げており、価値のある取組みであると感じていました。この実績を踏まえての今後ということですが、この評価報告書の作り方には区の方針があると思いますが、もし可能ならば、ここまでの精密さがどうしても必要なのか、あるいはもう少し簡略化できるのかなどの検討ができればいいですね。この評価については、二つの意味合いがあるように思いました。一つは、説明責任としての評価であり、各目標に対して各現場がどのように取り組んだのか、それを可視化できる成果となっているのかという視点で示せるという意味での評価が一つ、もう一つこの計画の評価として新たに挙がってきたものとして、アクションプランも含めた「改善」というキーワードも含めての評価があるのではないかと思います。各所管課の職員の方は、評価する側であると同時に、評価される側ともなります。それがさらに改善の当事者にもなっていくためのプロセスが必要ではないかと考えています。各部署の方が、例えば研修という形等で、他部署の評価のデータを見ながら気づきを共有するとか、こんないい変化が起きているねと、必ずしも改善点だけではなくて、起きている変化についてお互いに価値を感じ合う、認め合うとか言語化するということをも含めて評価の当事者のプロセスを作っていけるかということをするのではなく、近い将来に行うことができるようになれば良いなと思います。

委員長：実施状況評価結果というものが各現場の説明責任、応答責任を果たすためのツールとしての役割を担っていて、もう一方としては、これを含めて各現場は、取り組んできた事業をより良くしていくために改善していくのか、評価される立場でもあるけれど、改善の当事者という立場でもあるので、前向きに考えていくと、改善のヒントが得られるような機会にしていくというところも、大事ではないかというご意見でした。

事務局：各所管課が真摯に自分たちの事業について自己評価を開示したら、その次のプロセスとして、改善等に繋げなければ意味が半減してしまうというところはあると思います。これまですべての事業を審議会にお諮りするか、事務局である程度選定をしてお諮りするかどうかどちらが適しているのかが課題でもありました。ですが、今のお話を伺って、改善がみられた事業や、新たな取り組みがみられた事業をピックアップして審議会にお諮りしつつ、所管課の職員にもフィードバックすることで、さらなる自己改善を促していく仕組みとして活用できるという方策もあるという新たな知見をいただきましたので、再度事務局として考えていきたいと思っています。

事業のピックアップといったときに、事務局が行うのは、恣意的な感じもしていたのですが、その重点的に審議会の委員の皆様へ見ていただきたいと選定する一つの指標としてまさに今いただきました改善が見られたかということにすれば、確かに理由になるのではないかと思います。

委員長 従来あった子どもの権利の視点に基づく事業をピックアップしたらどうかといった考え方のほか、改善に結びつけることができた事業をピックアップして、どのように改善に結びつけられたのかの説明もしてもらえると、他の部署にも参考にできるのかもしれない。そして、Cなど自己評価が低くついていた場合は、担当者が何か困っているかも

しれないということがありますので、各所管課の困り感に寄り添うことがあってもよいかと思いました。

委員： 目標1にある「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」というところの事業は、子どもの権利委員会が作ってくれた6つの評価指標に基づいて検証が実施されています。我々もそれを見られるようにしてもらえたらと思うのです。我々がこれまで進めてきた評価に加えて、参加、意見表明、反映ができているのかという視点を項目に入れて、ぱっと見て、子どもの権利の視点からの点検と評価ができているのか、そしてそこからどう改善につなげようとしているのかというのを見えるような枠があれば、可視化できてよいと思うのです。全ての事業を6つの指標から評価すると考えるときに、6つという数そのものが多い気がしますし、これらの指標で全ての事業を評価するには適さない事業もあるかもしれません。ここで議論していることと、権利委員会で整理している明らかにしてほしい評価機軸のようなものを整理し、位置づけができるよいと思います。もちろん、今、議論しているのは旧計画の最後の年度の評価についてなので、今回からの新しい計画での評価を行うときに反映されていたらいいと思います。

委員長： どのような指標を用いて新しい計画での評価を行っていくか、今の御意見も含めて反映できればと思います。

委員： 政策評価については、困りごとをどう共有するのかということを考えることも必要ではないかと思いました。行政施策として事業を執行し、評価していくことは当然なのですが、一方で、執行した結果での困りごと、あるいはノウハウを庁内で共有できるかということも大事です。私たちは成績をつけたいわけではないので、もし、つけないことで心理的安心が確保されて行政内でのコミュニケーションが良くなるのであれば、それも目的に資するといえるのではないかと思うところがあります。今年度は旧計画に基づく評価ですから現行のやり方でやるのが妥当なのかなと思いつつ、来年度にはこれらのこともバランス取り入れてやっていくのもいいのではないかと思います。

委員： 今の委員の御意見の意見に賛同します。
全ての事業をどう評価検証していくのかということと、所管課が自己点検評価をする中で事業でうまくいかないことがあり、それを改善するためにはどうしたらよいのかと困っていることについて、青少年問題協議会や専門部会から対話をしながら考えていくという進め方があっていいのではないのでしょうか。全体の評価みたいなものと、さらに良くしていくためにどうしたらよいか、できなかったけれどもその問題を解決していくため、といった課題のある具体的な事業を取り上げ、改善に繋げるためにどうしたらよいか、対話によって知恵を出し合う評価方法みたいなものがあってもよいのかな。

委員： 評価には、一つは結果を見て成績をつけるような総括的な評価という意味合いと、もう一つは改善に向けていく形成的な評価という意味合いがあると思います。先ほど、所管課の方は評価の対象になるだけでなく、評価を積み上げて改善の当事者にもなるという意見を出しました。改善のベースにあるのはやはり対話であり、対話が評価の循環の一つのキーになると思います。

委員長： 本日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡があればお願いします。

事務局： 次回は、第33期第2回専門員会の開催を11月に予定しています。次回は特定課題への対応として、特定課題を持つ子ども・若者の意見聴取・反映の取組について、主にご審

議をいただきたいと考えております。後ほど、事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の議事に対するご意見やお気づきの点等ございましたら、9月12日（金）までに、事務局までお寄せいただけると幸いです。事務局からは以上です。

委員長： それでは以上をもちまして本日の第33期第1回専門委員会を終了いたします。

以上